

計画の主な改訂内容

1. 概要

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月3日に成立した「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の内容に沿って、平成29年3月に策定した湖南省市立地適正化計画を見直します。

(1) 将来予測

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果（平成30年公表）に基づき、市内の人口分布、人口密度等について将来予測を行う。

(2) まちづくり方針の検討

上位関連計画の内容、都市構造上の課題分析結果を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの考え方に沿ったまちづくり方針を検討する。

(3) 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針の見直し

上位関連計画の内容と整合を図りつつ都市の骨格構造と誘導方針の見直しを検討する。
また、各拠点の将来見通し（人口増加率）の見直しを行う。

(4) 誘導区域等の見直し

都市機能誘導区域および居住誘導区域の見直しに関する基本的な考え方を整理する。
見直しに関する基本的な考え方にに基づき、災害危険区域等の状況を踏まえつつ都市機能誘導区域および居住誘導区域の見直しを行う。

(5) 誘導施設および誘導施策の見直し

都市機能誘導施設の見直しを検討する。
また、都市機能誘導区域および居住誘導区域への誘導施策、誘導方針の見直しを行う。

(6) 目標値および評価方法の見直し

まちづくり方針の実現に向けて適切な目標値を検討する。また、着実な進捗を図るため、これまでの評価方法の課題を踏まえて評価方法の見直しを行う。

(7) 防災指針の策定（新規）

現況調査の結果を踏まえ、災害リスク分析を行う。防災・減災の課題を踏まえ、ハード、ソフト両面にわたる防災まちづくりの取組方針の検討を行う。

※（1）～（6）は現計画から現状の内容に修正、統計データについては最新版に更新